

調査対象及び調査事項

映画館について

1. 調査対象

映画館の調査対象は、映画上映を主たる業務として営む事業所(映画館)で、映画配給会社と一定期間上映契約を結び映画の配給を受け、定期的又は継続的に映画興行を行う常設館である。

※ 常設館とは映画興行を行うために映写設備、客席等を保有し、常時設けてある建物又は施設をいう。

シネマコンプレックスなど、切符売り場、入場口を集約し、一つの建物(施設)の内部を区切り複数のスクリーンを設置し、複数の映画を上映する映画館は、一事業所として調査を行った。

また、映画興行を行うほか、演劇、演芸などを同時に行っているものを含む。

なお、次のような業務を行う事業所は、本調査の対象としていない。

- ① 上映場所が一定していない映画興行(体育館、野球場、ホール、会議室等を借切って上映する興行形態や演劇、演芸等の合間に不定期に上映する興行形態等)
- ② 鑑賞者から料金を徴収しない映画興行(試写会、〇〇会社主催の映画興行等)

2. 調査事項

(1) **事業所数**は、調査結果(平成 25 年 7 月 1 日現在)の母集団数である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社・本店や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所など、映画館を共同経営し、その運営をしている事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、事業所数の内数である。調査事項によっては複数の項目に記載している事業所が存在しているため、事業所数を「**該当事業所数**」で表記している。

- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社、映画館を共同経営し、その運営をしている事業所を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営を含む。)
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 25 年 7 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **従業者数**は、平成 25 年 7 月 1 日現在の数値。

① **従業者数**とは、事業所に所属している者で、当該業務(映画館業務をいう。)以外の業務の従業者及び、他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」

a 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、「**個人業主(個人経営の事業主)**」とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。

b 「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬や給与を受けている者。

c 常用雇用者とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 25 年 5 月と 6 月にそれぞれ 18 日以上働き、現在も雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

・「一般に正社員、正職員と呼ばれている人」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。

・「パート・アルバイトなど」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている者。契約社員もここに含まれる。

・「就業時間換算雇用者数」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間（1週間分）を所定労働時間（1週間分）で除して算出した人数。

d 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は、日々雇用されている者。

イ 「総計のうち、別経営の事業所に派遣している人」とは、事業所全体の従業者（2.（4）のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者。

②「総計のほか、別経営の事業所から派遣されている人」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者（受入者）。

(5) **事業従事者数**は、平成 25 年 7 月 1 日現在の数値。

事業従事者数とは、事業所の従業者（2.（4）から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

① **主たる業務（映画館業務）の部門別事業従事者数**は、映画館業務に従事する、下記の部門別の事業従事者数をいう。

ア 「管理・営業部門」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する者。

イ 「出札・案内」とは、切符売場、場内案内などの業務に従事する者。

ウ 「映写」とは、映写業務に従事する者。

エ 「その他」とは、施設の管理・運営、警備など上記以外の業務に従事する者。

② **「売店（直営）」**とは、映画館業務ではなく、直営の売店の業務に従事する者。

③ **うち、別経営の事業所から派遣されている人**は、上記部門別事業従事者数のうち、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして働いている者。

(6) **年間売上高**は、平成 24 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別（「映画館業務」及び「その他業務」）の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高（事業収入額）に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間 売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

「映画館業務」は映画館入場料収入であり、パンフレット等の物品販売、飲食物の提供による収入は、「その他業務」に含まれる。

なお、本社・支社（営業所）間及び支社（営業所）相互間の企業内取引によるサービス提供については、提供価格若しくは振替仕切額（提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価）を当該年間売上高に含む。

(7) **入場者数及び公開本数**

① **「入場者数」**は、「邦画」、「洋画」の入場者数。また、「アニメーション」の入場者数は、「邦画」、「洋画」のそれぞれの内数である。

②「公開本数」は、「邦画」と「洋画」の上映タイトル数。また、「アニメーション」の上映タイトル数は、「邦画」、「洋画」のそれぞれの内数である。

※「邦画」、「洋画」、「アニメーション」の説明は以下のとおり。

ア「邦画」とは、日本の映画制作・配給会社が制作し配給元となった映画。

イ「洋画」とは、外国の映画制作・配給会社が制作し配給元となった映画。

ウ「アニメーション」とは、セル画、コンピュータ・グラフィックスなどにより制作した動画(映画)。

(8) 施設

①「座席数」とは、形式、大小を問わず、同一建物・施設内に設置している稼働スクリーンに併設している稼働座席の数。

②「スクリーン数」とは、同一建物・施設内に設置している稼働スクリーンの数。

ア「デジタルスクリーン」とは、デジタル映画(フィルムを用いず、デジタルで記録された映像情報をプロジェクターで上映する映画)を上映するスクリーン。

イ「その他のスクリーン」とは、フィルム映写用スクリーンなど、デジタルスクリーン以外のスクリーン。

(9) **系列・立地環境等**は、映画館の系列、映画館の公開形式及び、映画館の立地環境のこと。

①「映画館の系列」

ア「映画制作配給会社直営」とは、映画制作配給会社が自ら経営している会社の映画館。

イ「映画制作配給会社系列」とは、映画制作配給会社から出資を受けて経営している会社の映画館。

ウ「独立興行会社経営」とは、映画制作配給会社等の系列に加わらず、独立して経営している会社の映画館。

エ「外資系列」とは、外国企業による出資比率等が「三分之一を超える」会社が経営している映画館。

オ「他産業経営」とは、映画制作・配給、映画興行以外の事業を主として営む会社が経営している会社の映画館(遊園地経営会社や私鉄会社の事業の一部として行う映画館)。

カ「その他」とは、上記以外で会社以外の法人団体・個人経営の映画館、共同経営している映画館等。

②「映画館の公開形態」

ア「シネマコンプレックス」とは、一つの建物・施設で複数のスクリーン(6以上)を設置し、かつ、入場券売場、入口、ロビー・売店、映写室等を集約化して共有する複合型映画館。

イ「その他(単独館を含む。)」とは、単独館、単独館が複数ある施設など、シネマコンプレックスに該当しない映画館。

③「立地環境」

〈立地〉

ア「駅周辺型」とは、鉄道駅周辺に立地する映画館(原則として、地下鉄駅、路面電車の駅周辺は除く。)

イ「市街地型」とは、都市の中心部(駅周辺を除く)にある繁華街やオフィス街に立地する映画館。

ウ「ロードサイド型」とは、国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿線に立地している映画館(ただし、都市の中心にあるものは「市街地型」に区分する。)

エ「その他」とは、郊外のショッピングセンターに併設されているものなど、上記に該当しない映画館。

〈併設施設〉

ア「複合施設型(ショッピングセンター中心)」とは、ショッピングセンター中心の複合施設にある映画館。

イ「複合施設型(レジャー施設中心)」とは、レジャー施設中心の複合施設にある映画館。

ウ「その他(該当なしを含む。)」とは、上記以外の映画館。

④「開設年」は、その施設で上映業務を始めた年が開設年(合併等により経営主体が変わった年ではない)。

(10) **年間営業費用**は、平成 24 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体の「給与支給総額」、「外注費」、「上映映画料」、「施設管理費」、「売店(直営)売上原価」、「広告宣伝費」、「減価償却費」、賃借料(「土地・建物」、機械・装置)及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む。)

①「**給与支給総額**」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている者)」の給与を含む。

②「**外注費**」は、業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で外注した場合の費用で、この外注費には本社・支社・営業所間の同一企業内取引も含む。

③「**上映映画料**」は、配給会社に支払う上映権料。

④「**施設管理費**」は、映画館の施設管理に要した費用。なお、施設管理を業務委託している場合には、「外注費」に含めないで「施設管理費」に含める。

⑤「**売店(直営)売上原価**」は、直営売店の売上原価。なお、算出が困難な場合には、仕入高を売上原価とする。

(売上原価＝期首商品棚卸高＋当期商品仕入高－期末商品棚卸高)

⑥「**広告宣伝費**」は、ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)

⑦「**減価償却費**」は、取得価額が 10 万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費の額。

⑧「**賃借料**」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア「**土地・建物**」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ「**機械・装置**」は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの1年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。

・「情報通信機器」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコンなどの賃借料の額。

・「その他」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑨「**その他の営業費用**」は、上記①～⑧以外の営業費用で以下のものである。

派遣労務費、支払手数料、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、ソフトウェア等土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、福利厚生費、租税公課など。

(11) **年間営業用固定資産取得額**は、事業所において平成 24 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)及び無形固定資産の額(消費税額を含む)。

①「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が 10 万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

②「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

③「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

④「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用。